

木城町公共施設等総合管理計画書  
(改訂版)

[概要版]

令和4年8月

木 城 町



# 目 次

1. 計画の目的	
1-1. 背景と目的	概-1
1-2. 計画の位置付け	概-2
1-3. 対象施設	概-2
1-4. 計画期間	概-3
1-5. 個別施設計画の策定状況	概-3
2. 公共施設等の実態	
2-1. 公共施設等の配置状況	概-4
2-2. 公共施設等の現況	概-9
2-3. 公共施設等における更新費用の推計	概-12
3. 公共施設等の計画的な管理に関する基本的な方針	
3-1. 公共施設等に関わる課題	概-14
3-2. 公共施設等マネジメント方針	概-16
3-3. 全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策	概-20
3-4. フォローアップの実施方針	概-21
4. 保有施設の簡易評価	
4-1. 簡易評価手法	概-22
4-2. 管理からみた簡易評価	概-22
4-3. 利用からみた簡易評価	概-23
4-4. 簡易評価を用いた整備方針	概-24
4-5. 簡易評価結果	概-25





# 1. 計画の目的

---

## 1-1. 背景と目的

本町は、これまで人口増加や社会的ニーズに対応するため、インフラ系施設を含む様々な公共施設等を整備してきた。現在、整備から30年以上を経過した施設面積が4割半ばを占め、今後、多数の公共施設等が更新時期を迎える。しかし、人口減少や少子高齢化による人口構造の変化等により、大幅な税収の増加が見込めない状況であり、公共施設等の更新や管理等の考え方を見直す時期が来ている。

国においてもインフラの老朽化が急速に進展する中、「新しく造ること」から「賢く使うこと」との認識のもと、平成25年11月に、「インフラ長寿命化基本計画」が策定された。この「インフラ長寿命化基本計画」を参考に、平成26年4月に、総務省より「公共施設等の総合的かつ計画的な管理の推進について」として公共施設等総合管理計画の策定が要請された。

「木城町公共施設等総合管理計画」は、本町が保有する公共施設等の現状を多方向から把握し、人口問題、財政問題、公共施設等の質及び量の問題等の観点から評価を行い、本町の特性やまちづくりを加味した上で、公共施設等の長期的な管理方針を定めたものとして、平成29年3月に策定した。

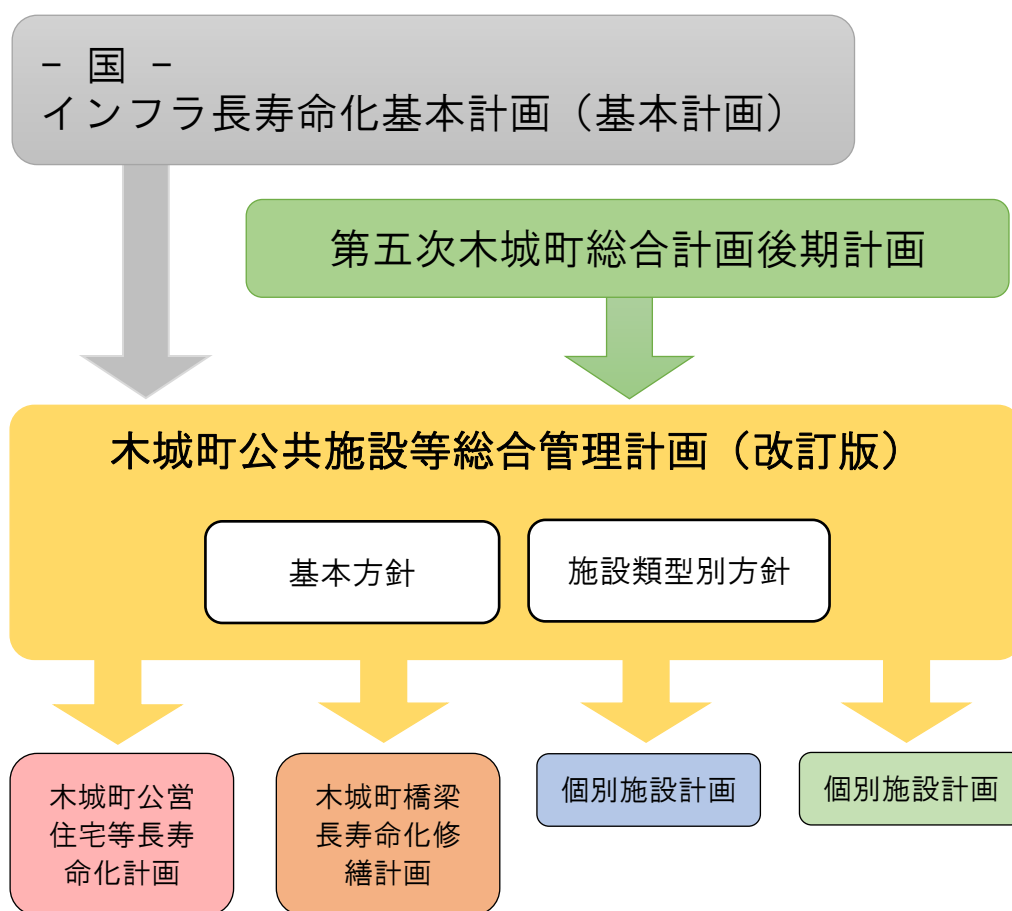
平成30年2月、令和4年4月に、総務省より「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針の改訂について」の要請があり、総合管理計画の不断の見直しを実施し、充実させることが求められている。令和3年で木城町公共施設等総合管理計画の策定より5年が経過しており、令和3年3月には木城町公共施設等個別施設計画の策定を行っている。そのような状況を踏まえて今回、総合管理計画の中間見直しを行い「木城町公共施設等総合管理計画（改訂版）」（以降「本計画」という。）を策定することとした。

※ 本計画においては、「公共施設」はハコモノ系公共施設、「公共施設等」はインフラ系施設を含めたものとして表現している。

## 1-2. 計画の位置付け

本計画は、「第五次木城町総合計画後期計画」を受け、各種公共施設等を管理する上での上位計画に位置する。

今後、本計画で定めた方針等を基本として、各公共施設等の個別施設計画等（長寿命化計画や保全計画、修繕計画等）を策定し、計画的、戦略的に管理、更新していくことになる。また、既に策定済みの「木城町公営住宅等長寿命化計画」や「木城町橋梁長寿命化修繕計画」についても、必要に応じ適切に見直していく。



## 1-3. 対象施設

本町が保有する公共施設やインフラ系施設を対象としているが、附属施設のうち小規模な建物（倉庫、車庫等）は対象外としている。

本計画に掲載している公共施設等の情報は、令和2年度を使用している。

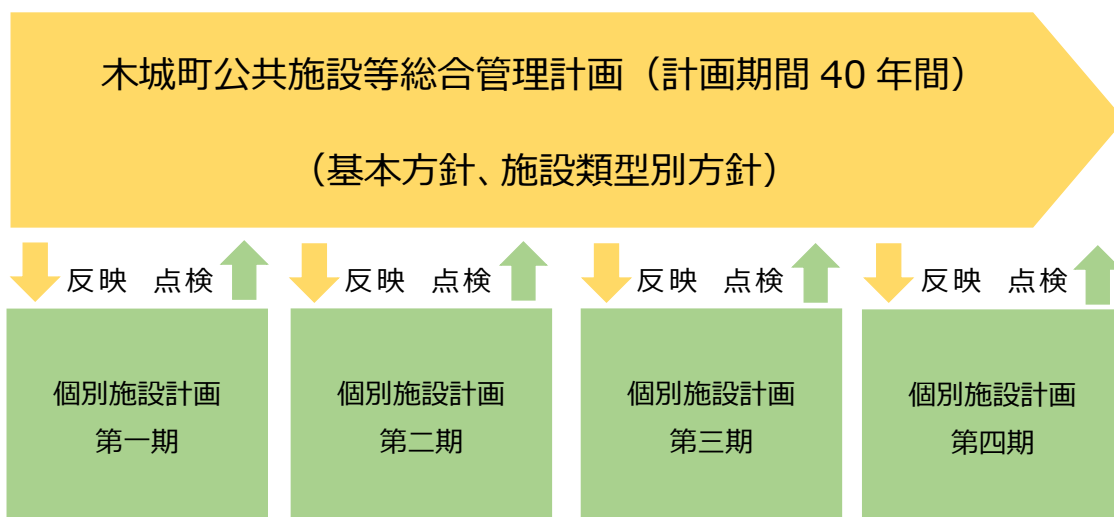
## 1-4. 計画期間

公共施設等は耐用年数が長く、一旦整備すると長期間の管理を伴うこと、財政面と連動したマネジメントや、将来の利用ニーズへの対応等、長期的な視点が不可欠であることから、本計画の計画期間は、平成 29 年度から 40 年間とする。

今後、本計画を基に、概ね 10 年間の施設類型別の具体的な個別施設計画等を策定し、計画的に公共施設等の管理が行われていく。

類型別個別施設計画等の進捗状況の点検、人口、財政等の時点確認及び将来目標、方針等の再検証が必要なことから、10 年ごとに本計画の見直しを行う。また、社会情勢の変化、人口、財政状況等、計画条件に変更等が生じた場合においても適宜計画見直しを行う。

令和 3 年で木城町公共施設等総合管理計画の策定より 5 年が経過しており、令和 3 年 3 月には木城町公共施設等個別施設計画の策定を行っている。そのような状況を踏まえて今回、総合管理計画の改訂版を策定した。



## 1-5. 個別施設計画の策定状況

これまでに策定した建物系公共施設マネジメントは以下の通りである。

計画名称	策定年度	計画期間	対象施設数
木城町公営住宅等長寿命化計画	平成 25 年度	平成 26 年度～令和 5 年度 (10 年間)	9 施設
木城町学校施設長寿命化計画	令和元年度	令和 2 年度～令和 11 年度 (10 年間)	3 施設
木城町公共施設等個別施設計画	令和 2 年度	令和 3 年度～令和 42 年度 (40 年間)	11 施設



## 2. 公共施設等の実態

### 2-1. 公共施設等の配置状況

#### (1) 対象とする公共施設

本公共施設等総合管理計画における対象公共施設は90施設301棟であり、前計画時の87施設295棟から3施設6棟増加した。

下表に示す、一般財団法人 地域総合整備財団の「公共施設等更新費用試算ソフト」の施設類型により分類する。なお、公共施設等の情報は、令和2年度を使用している。

表 施設類型と施設名称例

大分類	中分類	施設名称例
行政系施設	庁舎等	町庁舎・支所・町政センター・町民の窓口
	消防施設	消防署・分署・分遣所・出張所
	その他行政系施設	環境センター・清掃事務所・備蓄倉庫・防災センター
社会教育系施設	図書館	中央図書館・地域図書館・図書館分室
	博物館等	博物館・郷土資料館・美術館・プラネタリウム・社会教育センター
保健・福祉施設	高齢福祉施設	老人福祉センター・デイサービスセンター・生きがい活動センター・地域包括支援センター・老人憩いの家
	障害福祉施設	障がい者総合支援センター・デイサービスセンター
	児童福祉施設	児童養護施設・母子生活支援施設
	保健施設	保健会館・保健所
	その他社会保険施設	福祉会館
町民文化系施設	集会施設	町民ホール・コミュニティセンター・公民館・町民の家・青年の家
	文化施設	町民会館・町民文化センター
学校教育系施設	学校	小学校・中学校・特別支援学校・高等学校
	その他教育施設	総合教育センター・給食センター
子育て支援施設	幼保・こども園	幼稚園・保育所・こども園
	幼児・児童施設	児童館・児童センター・こどもの家・地域子どもの家・子育て支援センター・放課後児童クラブ・児童会
公営住宅	公営住宅	公営住宅
スポーツ・レクリエーション系施設	スポーツ施設	町民体育館・町民プール・武道館・サッカー場・テニスコート・野球場
	レクリエーション施設・観光施設	キャンプ場・少年自然の家・観光センター
	保養施設	保養施設
産業系施設	産業系施設	労働会館・勤労会館・産業文化センター・産業振興センター
上水道施設	上水道施設	浄水処理場・配水場
下水道施設	下水道施設	下水処理施設
供給処理施設	供給処理施設	ごみ処理場・クリーンセンター・浄化センター・地域冷暖房施設
その他	その他	駐車場・駐輪場・斎場・墓苑・公衆便所・卸売市場・共同販売所・職員住宅・寮・その他
医療施設	医療施設	診療所



表 計画対象施設一覧

NO.	施設名	代表 建築年度	棟数	配置 形態	所管課	用途	H27年 との比較
1	役場庁舎	1982	5棟	併設	総務財政課	行政系施設	維持
2	環境整備課資材倉庫	1999	1棟	単独	環境整備課	行政系施設	維持
3	岩淵倉庫	2007	1棟	単独	総務財政課	その他	維持
4	木城町移動通信用鉄塔設備	2009	1棟	単独	まちづくり推進課	その他	維持
5	旧中之又多目的集会施設	1983	1棟	併設	総務財政課	文化系施設	維持
6	旧椎木児童館	1964	2棟	併設	総務財政課	その他	維持
7	百合野不燃物処理場	2005	1棟	単独	町民課	供給処理施設	維持
8	高城住宅	1976	12棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
9	中河原住宅	1972	12棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
10	中河原住宅(4F建て)	1983	5棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
11	向河原住宅	1979	7棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
12	池田住宅	1966	5棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
13	中島住宅	1986	5棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
14	立山住宅	1992	8棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
15	石河内住宅 2号棟(学校下)	1979	1棟	単独	環境整備課	公営住宅	維持
16	石河内住宅 1号棟(学校上)	1963	1棟	単独	環境整備課	公営住宅	用途廃止
17	中之又住宅	1963	1棟	単独	環境整備課	公営住宅	維持
18	リバーサイドコスモス	1995	4棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
19	岸立団地	2002	7棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
20	向河原団地	2009	14棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
21	出店住宅	1977	2棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
22	中八重住宅	2004	1棟	単独	環境整備課	公営住宅	維持
23	木城浄化センター	2002	1棟	単独	環境整備課	供給処理施設	維持
24	木城町体育館	2005	1棟	併設	教育課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
25	木城町総合交流センター	2009	1棟	併設	教育課	文化系施設	維持
26	木城小学校	1962	12棟	併設	教育課	学校教育系施設	維持
27	木城中学校	1969	15棟	併設	教育課	学校教育系施設	維持
28	木城町石河内活性化センター	1967	5棟	併設	まちづくり推進課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
29	石河内へき地集會室	1974	1棟	単独	総務財政課	その他	維持
30	旧中之又小学校	1989	3棟	併設	教育課	文化系施設	維持
31	木城町学校給食センター	1988	5棟	併設	教育課	学校教育系施設	維持
32	木城町農業者トレーニングセンター	1975	1棟	単独	教育課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
33	日向新しき村武者小路実篤邸記念館	2001	1棟	単独	教育課	文化系施設	維持
34	教職員住宅	1986	5棟	併設	教育課	その他	維持
35	石河内小教職員住宅	1997	3棟	併設	教育課	その他	維持
36	旧中央保育所	1976	2棟	併設	総務財政課	その他	維持
37	高城児童館	1999	2棟	併設	福祉保健課	子育て支援施設	維持
38	椎木児童館	1973	2棟	併設	福祉保健課	子育て支援施設	維持
39	岩戸児童プール	1977	2棟	併設	福祉保健課	子育て支援施設	維持
40	福祉センター	1996	3棟	併設	福祉保健課	保健・福祉施設	維持
41	保健センター	1996	1棟	併設	福祉保健課	保健・福祉施設	維持
42	石河内総合福祉センター	2001	1棟	単独	福祉保健課	保健・福祉施設	維持
43	中之又総合福祉センター	2005	1棟	単独	福祉保健課	保健・福祉施設	維持
44	消防機庫	1996	11棟	単独	総務財政課	行政系施設	維持
45	水防倉庫	1992	1棟	単独	総務財政課	行政系施設	維持
46	川原自然公園	1980	31棟	併設	まちづくり推進課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
47	川原展望台	1991	1棟	単独	産業振興課	その他	維持
48	城山公園	1992	2棟	併設	まちづくり推進課	その他	維持
49	中原運動広場	1978	3棟	併設	福祉保健課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
50	中原地区観光トイレ	2003	1棟	単独	まちづくり推進課	その他	維持

NO.	施設名	代表 建築年度	棟数	配置 形態	所管課	用途	H27年 との比較
51	比木地区観光トイレ	2003	1棟	単独	まちづくり推進課	その他	維持
52	山塚運動広場	1984	5棟	併設	教育課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
53	郷の駅「石河内」	1996	3棟	併設	まちづくり推進課	産業系施設	維持
54	中八重緑地公園	2008	7棟	併設	まちづくり推進課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
55	木城えほんの郷	1993	12棟	併設	まちづくり推進課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
56	祇園滝広場	2001	1棟	単独	まちづくり推進課	その他	維持
57	コミュニティ多目的広場	2009	2棟	併設	総務財政課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
58	下鶴農村広場	1983	2棟	併設	産業振興課	その他	維持
59	田神農村公園	1999	1棟	単独	産業振興課	その他	維持
60	岩淵農村公園	2001	2棟	併設	産業振興課	その他	維持
61	木城町農林水産物処理加工施設	2002	1棟	単独	産業振興課	産業系施設	維持
62	木城温泉館湯らら	1999	3棟	併設	まちづくり推進課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
63	菜っ葉屋	2002	1棟	単独	産業振興課	その他	維持
64	白木八重牧場	1989	5棟	併設	産業振興課	産業系施設	維持
65	中央児童プール	1978	1棟	単独	福祉保健課	子育て支援施設	維持
66	川原地区防火水槽	1983	1棟	単独	総務財政課	行政系施設	維持
67	石河内展望台	1997	1棟	単独	まちづくり推進課	その他	維持
68	中之又児童プール	1968	1棟	単独	総務財政課	その他	維持
69	北山倉庫(旧橋口組)	1980	1棟	単独	総務財政課	その他	維持
70	白木八重牧場観光トイレ	1990	1棟	単独	まちづくり推進課	その他	維持
71	木城町営グラウンド 倉庫	2010	2棟	併設	教育課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
72	旧中之又特産加工施設	1983	1棟	併設	総務財政課	産業系施設	維持
73	木城町営グラウンド トイレ	2010	1棟	併設	教育課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
74	池田北団地	2011	4棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
75	高城地区防災倉庫	2011	1棟	単独	総務財政課	行政系施設	維持
76	椎木地区防災倉庫	2011	1棟	併設	総務財政課	行政系施設	維持
77	コミュニティ多目的広場 倉庫	2011	1棟	併設	まちづくり推進課	スポーツ・レクリエーション系施設	維持
78	中央地区 第一配水池	2012	1棟	単独	環境整備課	上水道施設	維持
79	家畜防疫倉庫	2012	1棟	単独	産業振興課	行政系施設	維持
80	めばえ保育園	2013	2棟	併設	福祉保健課	子育て支援施設	維持
81	春山地区水道施設	2012	1棟	単独	町民課	上水道施設	維持
82	榎ヶ八重地区水道施設	2001	1棟	単独	町民課	上水道施設	維持
83	木城町ふれあいプラザ	2013	1棟	併設	福祉保健課	保健・福祉施設	維持
84	池田団地	2013	4棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
85	車庫(中川原)	2014	1棟	併設	環境整備課	行政系施設	維持
86	四日市団地	2014	3棟	併設	環境整備課	公営住宅	維持
87	旧東児湯消防組合木城分遣所	1973	1棟	単独	総務財政課	その他	維持
88	旧かしの実	1995	1棟	単独	総務財政課	保健・福祉施設	追加
89	木城地域ふれあい館輝らら	2017	5棟	併設	福祉保健課	保健・福祉施設	追加
90	ピノック館	2008	1棟	単独	まちづくり推進課	スポーツ・レクリエーション系施設	追加
91	木城クリニック	2004	1棟	単独	総務財政課	医療施設	追加

## (2) インフラ系施設

インフラ系施設の状況は以下の通りである。

### 町道 道路改良率：69.7%

項 目		数 量	単 位
1級町道	実延長	24,030.6	m
	道路面積	188,732.8	m <sup>2</sup>
2級町道	実延長	11,997.6	m
	道路面積	73,550.4	m <sup>2</sup>
その他町道	実延長	142,021.5	m
	道路面積	677,768.7	m <sup>2</sup>
総計	実延長	178,049.7	m
	道路面積	940,052.0	m <sup>2</sup>

### 橋梁

項 目		数 量	単 位
橋梁	橋梁数	108.0	橋
	橋長	1,428.1	m
	橋梁面積	7,633.9	m <sup>2</sup>

### 農道

項 目		数 量	単 位
農道	実延長	74,840.0	m
	道路面積		m <sup>2</sup>

### 上水道 上水道普及率：96.0%

項 目		数 量	単 位
導水管	300mm未満	5,784.5	m
送水管	300mm未満	3,367.8	m
配水管	50mm以下	22,286.7	m
	75mm以下	12,881.7	m
	100mm以下	18,622.2	m
	125mm以下	0.0	m
	150mm以下	5,508.8	m
	200mm以下	645.2	m
総延長		69,096.9	m

下水道 下水道普及率：71.6% 下水道接続率：95.8%

項目	数量	単位
コンクリート管	424.5	m
塩ビ管	33,725.0	m
その他	1,147.7	m
総延長	35,297.1	m

#### 防災行政無線施設

項目	数量	単位	備考
防災行政無線施設	1.0	式	基地局1箇所、中継局2箇所

#### 防火水槽

項目		数量	単位
防火水槽	設置数	73.0	箇所
	総容量	2,183.0	m <sup>3</sup>

#### 公園

項目		数量	単位
公園	設置数	10.0	箇所
	総面積	219,595.0	m <sup>2</sup>

## 2-2. 公共施設等の現況

### (1) 公共施設の延床面積

本町の公共施設の延床面積は 58,551 ㎡で、公営住宅が 2 割半ばと最も多く占めており、次いでスポーツ・レクリエーション系施設が 2 割強、学校教育系施設が 1 割半ばとなっている。

本町には、社会教育系施設と下水道施設は所在しない。

住民 1 人当たりの公共施設の床面積は 11.96 ㎡/人で、全国平均値の 3.9 ㎡/人、宮崎県平均値の 4.97 ㎡/人を大きく上回っている。

前計画からは延床面積が 2,150 ㎡増加している。人口減少の影響もあり住民 1 人当たりの公共施設の床面積は 1.18 ㎡/人増加している。

表 用途別の延床面積と推移

用途	平成27年		令和2年		推移	
	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	施設数	延床面積(㎡)	施設数
①行政系施設	4,208.70	9	4,208.70	9	0.00	0
②社会教育系施設	0.00	0	0.00	0	0.00	0
③保健・福祉施設	1,750.24	5	2,858.63	7	1,108.39	2
④町民文化系施設	3,559.82	4	3,609.42	4	49.60	0
⑤学校教育系施設	9,328.33	3	9,328.33	3	0.00	0
⑥子育て支援施設	2,526.96	5	2,526.96	5	0.00	0
⑦公営住宅	15,453.96	18	15,326.99	17	▲ 126.97	▲ 1
⑧スポーツ・レクリエーション系施設	12,636.87	13	13,451.18	14	814.31	1
⑨産業系施設	1,153.49	4	1,153.49	4	0.00	0
⑩上水道施設	94.40	3	94.40	3	0.00	0
⑪下水道施設	0.00	0	0.00	0	0.00	0
⑫供給処理施設	1,825.69	2	1,825.69	2	0.00	0
⑬その他	3,862.21	21	3,751.35	21	▲ 110.86	0
⑭医療施設	0.00	0	415.84	1	415.84	1
合計	56,400.67	87	58,550.98	90	2,150.31	3
木城町人口	5231人		4895人		▲ 336人	
1人当たりの面積	10.78㎡/人		11.96㎡/人		1.18㎡/人	

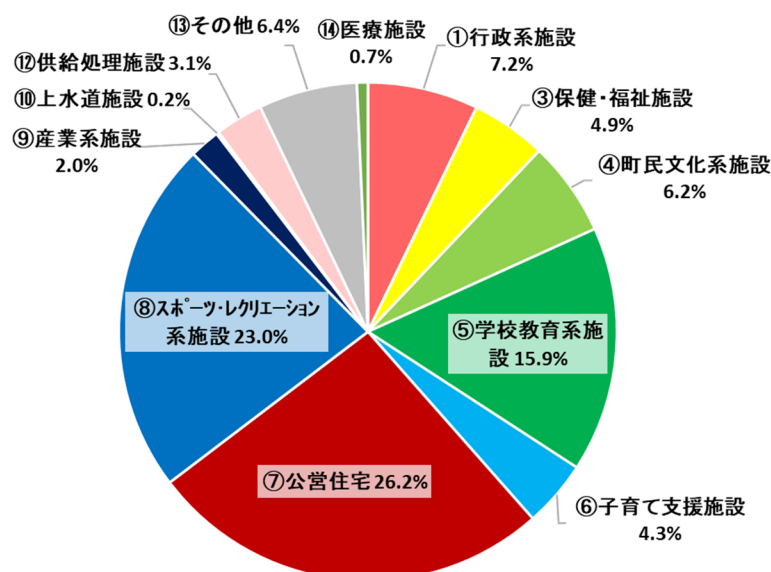


表 用途別の延床面積の割合

## (2) 公共施設の築年別整備状況

現在本町が所有している公共施設のうち、最も古い建物は、1962年に建設された木城小学校である。その後1960年代後半から1980年前半にかけて、木城中学校・公営住宅・役場庁舎と徐々に公共施設が増え始めた。集中的に延床面積が増加したのは、2002年・2005年・2009年で、これには木城浄化センター、木城町体育館、木城町総合交流センターの建設が大きく影響を及ぼしている。

町全体で30年以上経過している施設は4割を超えており、行政系施設、学校教育系施設及び公営住宅においては、6割以上が30年以上経過した施設である。

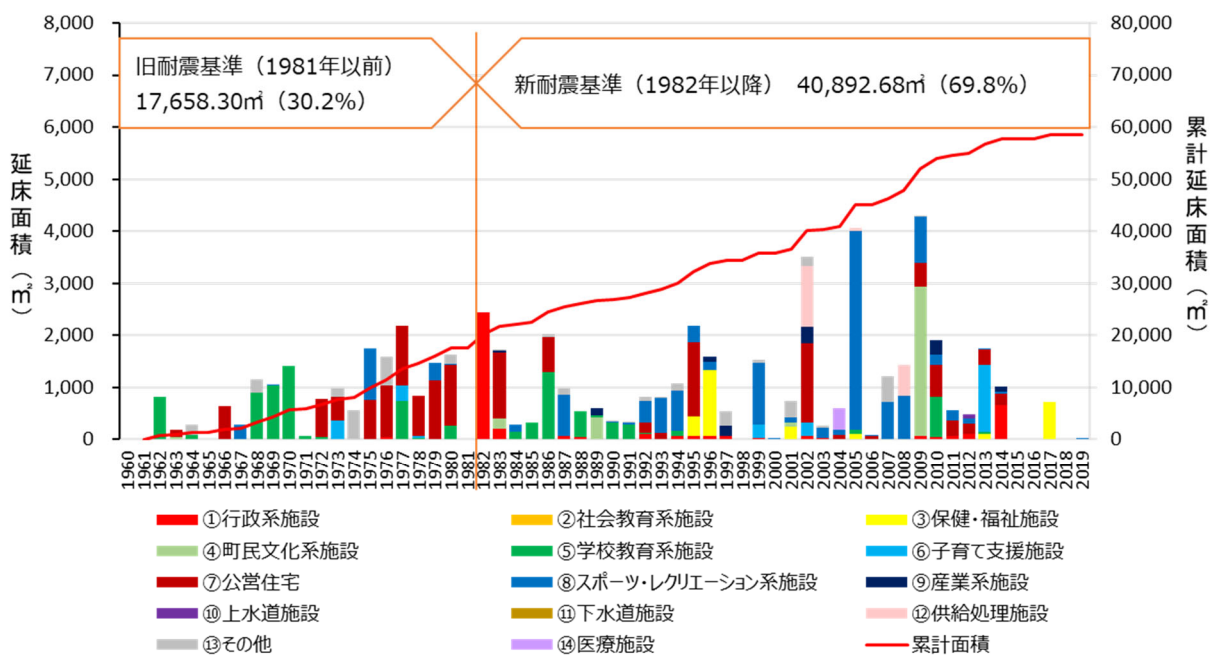


図 建設年別延床面積の推移

## (3) 公共施設の構造

本町の公共施設の構造は、鉄筋コンクリート造が約6割を占めている。

構造別建設年別延床面積の割合をみると、30年以上経過しているものが、鉄筋コンクリート造では5割強、鉄骨鉄筋コンクリート造では9割半ば、軽量鉄骨造では8割強、コンクリートブロック造に至ってはほぼ全ての施設が30年以上経過している。

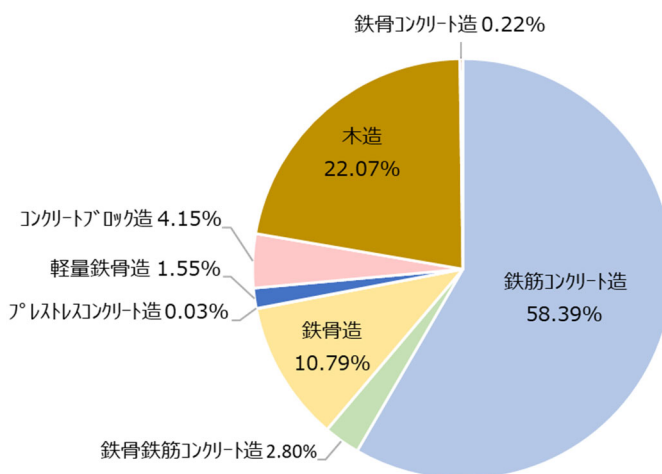


図 構造別延床面積の割合

#### (4) 公共施設の耐震化の状況

本町の公共施設のうち、耐震性なし・未確認の建物の延床面積の割合は1割強を占め、前計画時から1割程度改善されている。

用途別耐震補強実施状況の耐震性なし・未確認の割合をみると、その他施設が4割半ばと最も多く、次いで公営住宅が2割半となっている。

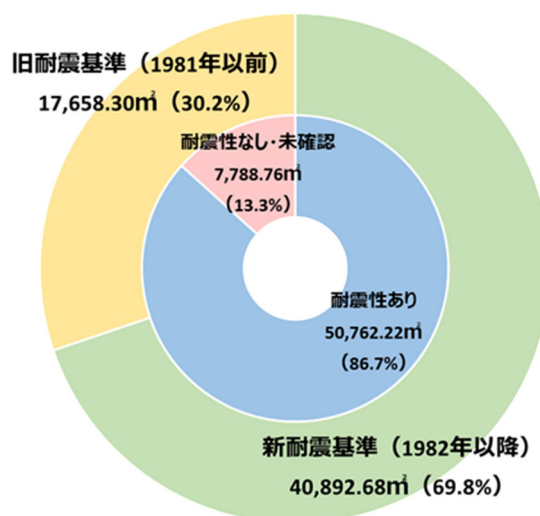


図 耐震基準と耐震性別延床面積の割合

## 2-3. 公共施設等における更新費用の推計

公共施設とインフラ系施設の更新条件により得られた公共施設等の更新費用の推計結果は、次の通りである。

これまで通り、対症的に劣化箇所を改修する「事後保全型管理」のままで標準的な耐用年数を迎える時期に全ての公共施設とインフラ系施設を更新する場合、10年後の2031年までに累計約106億円、40年後の2061年までに累計約341億円の更新費用が発生する。この40年間の更新費用を単年度にすると、年額約8.54億円となる。

公共施設については、2022年、2052年、2055年に集中しており、これは川原自然公園、木城浄化センター、木城体育館及び公営住宅の更新によるものである。

インフラ系施設については、2047～2048年に既に耐用年数を迎える上水道管路の更新等により年間約10億円の更新費用が必要となる。また、2032年には、橋梁の更新が集中し約10億円の更新費用が必要となる。下水道管路の更新については、2056年以降に集中し、年間約2億円の更新費用が必要となることが予想される。

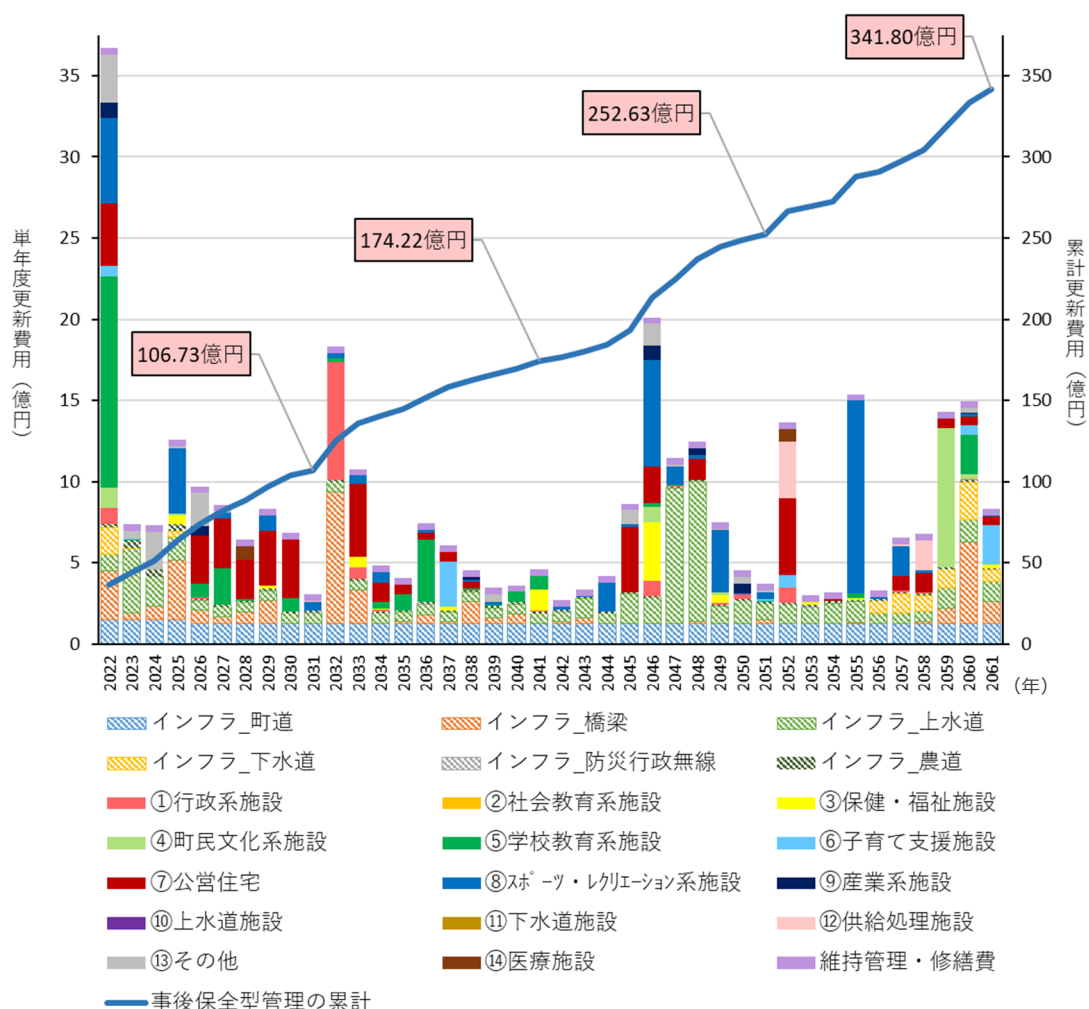


図 事後保全型管理による更新（建替・更新）のみの場合の費用予測



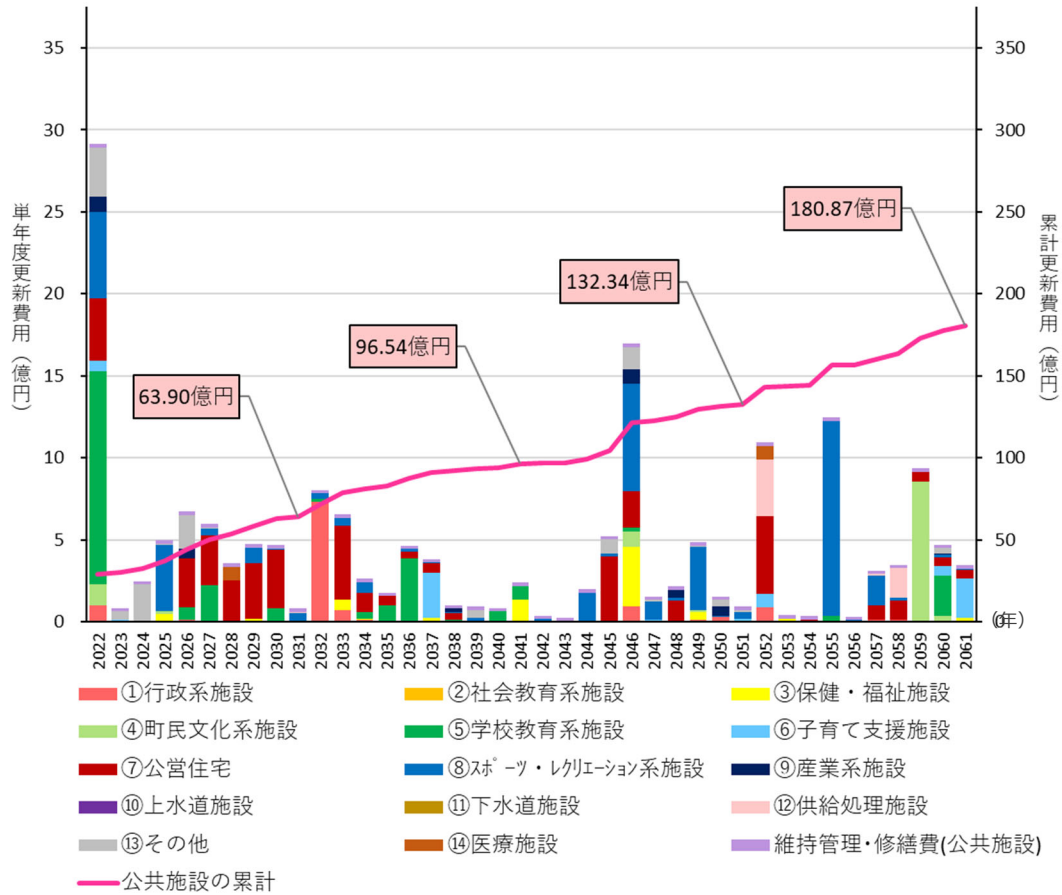


図 事後保全型管理による公共施設の費用予測

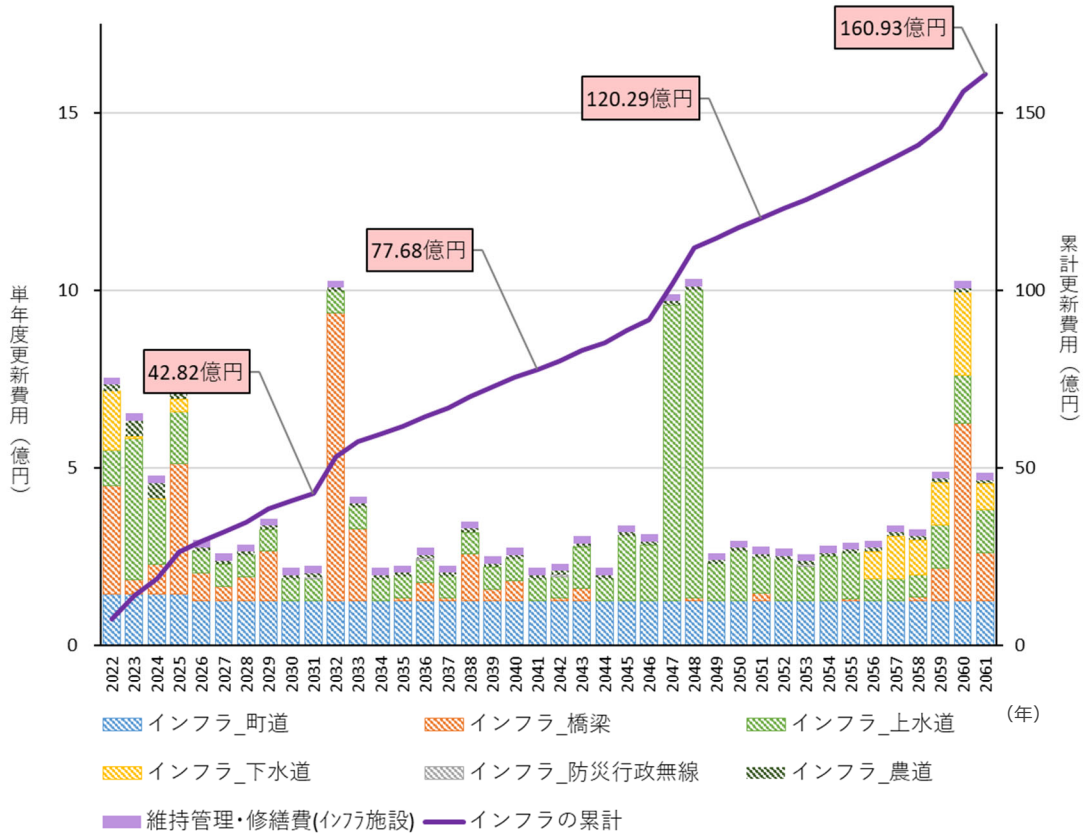


図 事後保全型管理によるインフラ系施設の費用予測



## 3. 公共施設等の計画的な管理に関する

# 基本的な方針

### 3-1. 公共施設等に関わる課題

#### (1) 人口問題に係る課題

##### ○ 人口減少

本町の国勢調査人口は、平成 2 年以降減少傾向を示している。また、木城町人口ビジョンによる町推計において、将来的に人口減少は続く予測され、今後 40 年間で 1.6 千人（3 割）が減少するとされている。

人口減少により公共施設等の利用人口も減少することが予測されるが、サービス水準は維持もしくは向上させなければならない。施設ごとの利用実態を踏まえた上で、公共施設等の統合、複合や集約、用途廃止等の工夫で維持していく必要がある。

##### ○ 人口構造の変化

本町の平成 2 年以降の年齢 3 区分別人口の推移を比較してみると、年少人口と生産年齢人口の合計は 3 割以上減少、老年人口は 7 割以上増加している。

人口構造の変化は、施設利用者数の減少、利用ニーズ等に大きな影響をもたらすことから、それに対応した施設への転換やサービス内容の見直し等を行っていく必要がある。

##### ○ 財源減少

生産年齢人口の減少等により、税収の減少が予測される。また、公共施設等の老朽化の進行による改修や更新が順次発生するため、公共施設等の管理コストの増加が予測される。

将来的な財源に対応した、公共施設の適正量、更新費用の低減化、コストの平準化、民間活力の活用や民間資金の導入等を検討していく必要がある。

##### ○ 広域圏での対応

本町同様、周辺都市でも、将来人口の減少、人口構造の変化等により公共施設の利用ニーズ等に変化が起こることが予測される。

将来的には、周辺都市と広域利用施設の共同管理や適正配置等を検討し、コスト削減を目指していく必要がある。

## (2) 公共施設等の管理に係る課題

### ○ 公共施設等の品質

本町の公共施設は、供用開始から 30 年以上経過している建物が 4 割を超えており、今後多くの施設が老朽化対策や更新時期を迎える。これは、インフラ系施設も同様である。

公共施設等の品質を保ちつつ、長期的に活用するため、点検強化により早期に老朽箇所の修繕や施設の長寿命化に取り組んでいく必要がある。

### ○ 公共施設等の安全性

本町の公共施設の耐震化率は 8 割半ばであり、前回計画時より 1 割程度改善されている。子育て支援施設、公営住宅、スポーツ・レクリエーション系施設、その他施設等に一部耐震性に不安のある建物があり、継続して改善していく必要がある。

公共施設等は、住民が利用する施設であると同時に、災害時における防災拠点としても利用される。大規模災害への対策として、全ての公共施設を対象として安全性を確保することが重要である。

### ○ 更新コストの削減

公共施設等における更新費用推計では、事後保全型管理のまま施設の管理を行うと年平均 8.54 億円が必要となる。一方、本町の公共施設等を維持管理、更新するための財源（普通建設事業費、維持補修費）は平成 23 年度から令和 2 年度決算の平均で約 5.82 億円となっており、毎年 2.72 億円ショートする予測である。また、今後税収の減少が予測され、維持管理、更新のための財源についても現状を確保できる確証はない。

更新コストを削減するため、予防保全型管理に切り替えるとともに、適正規模での更新、不要施設の用途廃止や売却、貸付等の対策を行っていく必要がある。

## 3-2. 公共施設等マネジメント方針

### (1) 公共施設等マネジメント目標

増加する公共施設等管理コストと維持管理、更新のための財源をバランスさせるため、将来の公共施設等管理コストの縮減に関して数値目標を設定する。

木城町公共施設等総合管理計画（計画期間 40 年間）

**【数値目標】 公共施設等管理コストを 30%以上削減**

#### 【指 標】

維持管理、更新財源（H23～R2 決算平均）<sup>\*1</sup>÷事後保全型年平均更新コスト（試算）<sup>\*2</sup>  
＝5.82 億円/年÷8.54 億円/年  
≒68%

\*1 維持管理、更新財源（H23～R2 決算平均）

＝普通建設事業費 10 年間の平均 5.51 億円＋維持補修費 10 年間の平均 0.31 億円  
＝5.82 億円

\*2 事後保全型年平均更新コスト（試算）

＝341.80 億円（40 年間累計額）÷40 年  
＝8.54 億円

### (2) 点検・診断等の実施方針

#### ○ 点検の実施方針

公共施設等を適切に管理するため、施設管理者による「日常点検」、建築基準法第 12 条で定められた「法定点検」、道路法等に基づく「定期点検」、災害や事故発生時に行う「緊急点検」等を実施する。

「法定点検」の実施対象となっていない施設についても、「法定点検」と同等の点検を実施する。

#### ○ 診断等の実施方針

各種点検により、施設の安全性や耐久性へ影響を与えるような劣化や損傷等を早期に発見、把握し、劣化、損傷等の進行、施設に与える影響等について診断を行う。

点検・診断結果をデータベース化し、蓄積し、次回点検・診断時、施設の老朽化対策検討時に活用する。

### (3) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

施設性能、施設利用度等を総合的に勘案し、維持管理、修繕、更新等適正な管理手法を実施する。

大規模な修繕や更新等を実施する際は、財政負担の軽減に努めるとともに、緊急性や重要性等を踏まえ、実施時期の調整を行い財政負担の平準化を図る。

#### ○ 維持管理・修繕の実施方針

将来的に活用し安全性が確保された施設は、計画的な「予防保全型管理」に切り替えるとともに、適正時期に長寿命化対策を行い施設の延命化を図ることで、維持管理のコストとライフサイクルコストの縮減を図る。

将来的に活用が見込めない施設等は、機能の統合化、複合化、集約化、用途廃止等により、管理コストの削減を図る。

インフラ系施設は、生活を営む上で必須の施設であることから、今ある施設を適切に維持管理していく。

#### ○ 更新の実施方針

公共施設の更新は、将来人口、利用者数等に見合った規模での更新により、施設総量の縮減を図る。

更新時期は、耐用年限経過を基本とし、更新する際は、施設の統合化、複合化、集約化等による施設規模の縮小による更新コストの縮減を図る。

新たなニーズ等により新規施設の建設が必要となった場合は、施設総量の削減を前提に行う。

施設の更新、運営については、現在行っている指定管理制度による運営をはじめ、P P P \*<sup>1</sup> / P F I \*<sup>2</sup>の活用、広域圏での施設の共同利用等を含めて検討を行う。

### (4) 安全確保の実施方針

点検・診断等により、施設の劣化や損傷等により施設利用者や施設管理者等に危険を及ぼす可能性が確認された施設は、使用の中止や出入り禁止等の安全対策を講じた上で、施設の継続活用を速やかに検討する。

継続して活用すると判断した施設は、適切な安全対策を行う。

用途を廃止と判断した施設は、防犯、防災、事故防止の観点から、速やかに建物の除却や植栽等の撤去等により安全性を確保する。

インフラ系施設は、老朽化等が進むにつれ安全面でのリスクが増大し、大事故を引き起こす可能性が高まる。日常点検の強化と、防災や耐震性能の向上により、安全性を確保する。

## (5) 耐震化の実施方針

役場庁舎は、新耐震基準で建設され、一定の耐震性能は有している。しかし、災害応急活動に特に重要な施設であることから、大地震動に対しての耐震性能に余裕を持たせるための耐震補強を平成30年度に行った。

災害時の避難施設として利用される学校の校舎や体育館等の構造部分は全棟耐震性を有している。今後は、非構造部分（天井、棚、照明施設等）について、落下、転倒等による被害を防ぐための耐震化対策を実施していく。

旧耐震基準で建設され、耐震性がない施設及び耐震性が確認されていない施設は、「木城町建築物耐震改修促進計画」に基づき、耐震診断、耐震改修工事等を実施する。

インフラ系施設は、主要な施設に優先順位を付け、計画的に耐震化対策を行う。

## (6) 長寿命化の実施方針

長期間活用する施設は、施設の延命を目的とした長寿命化により、ライフサイクルコストの縮減を図る。長寿命化は、施設の利用状況、緊急性や重要性等を勘案した上で、長寿命化計画や個別施設計画での優先順位に基づいて計画的に進める。

公営住宅等は、策定済みの「木城町公営住宅等長寿命化計画」に準じて施設の長寿命化を推進する。また、本計画に準じて定期的、継続的に長寿命化計画の見直しを行う。長寿命化計画や個別施設計画の未策定施設は、本計画に準じて早期に計画を策定し、長寿命化に取り組む。

インフラ系施設は、長期間使用するため、長寿命化を図りながら適切に維持管理を行う。橋梁は、策定済みの「木城町橋梁長寿命化修繕計画」に基づき長寿命化を推進する。それ以外のインフラ系施設についても、早期に計画を策定し、長寿命化に取り組む。

## (7) ユニバーサルデザイン化の推進方針

「ユニバーサルデザイン 2020 行動計画」の考え方を踏まえ、公共施設等の整備・改修にあたり、障がいの有無、年齢、性別、言語等にかかわらず多様な人々が利用しやすいユニバーサルデザインの考えに配慮し、施設の利便性の向上に努め、誰もが安全に利用できる施設を目指す。

## (8) 脱炭素化の推進方針

「地球温暖化対策計画」の内容を踏まえ、公共施設等の整備、改修にあたり、温室効果ガスの排出の量の削減等による地域脱炭素化に向けた実行計画の目標、実施しようとする措置の内容等の取り組みの検討を行う。

## (9) 統合等や廃止の実施方針

### ○ 統合等の実施方針

人口減少や人口構造の変化等により、利用ニーズや施設規模等に変化が生じることが予測される。また、生産年齢人口の減少等により財政状況も厳しくなることが予測されることから、今後の施設更新は、できる限り単一機能での更新は行わず、機能の統合化、複合化、集約化等による更新により施設総量の縮減に努める。

現在の施設規模や施設機能が不要な施設は、他用途への転換、他施設との統合化、複合化、集約化等を検討する。

施設の統合化、複合化、集約化等を検討する際は、町有施設はもとより、周辺都市の類似機能施設や民間施設等の利用の可能性についても検討を行う。

### ○ 廃止の実施方針

今後活用しない施設、利用が著しく減少する施設、現在老朽化等により未活用となっている施設は、施設維持について検討する。

活用しないと判断した施設は、用途廃止後、建物除却を行い施設総量の削減による管理コストの縮減を図る。除却後、他用途への転換や民間への売却等、町有地の有効活用を検討する。

## (10) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築

総合的かつ計画的な管理を実現するため、本計画の趣旨を全職員が理解し、コスト意識を持って、適正管理に取り組む。

施設所管課は、建築や土木に関する専門技術と専門資格の取得を推進し、管理体制の強化を図る。また、施設の情報管理、維持管理、運営管理を行うとともに、本計画の方針を踏まえて個別施設計画を策定し、計画的な管理を行う。

本計画の推進にあたっては、施設所管課、財政部署がそれぞれの役割を分担するとともに、情報の共有化や個別施設計画策定時等、連携を図りながら一元的に取り組む。

施設の管理、更新等の課題は、全庁的に取り組むが、広域的な課題等については、周辺都市や宮崎県、指定管理者等と連携して取り組む。

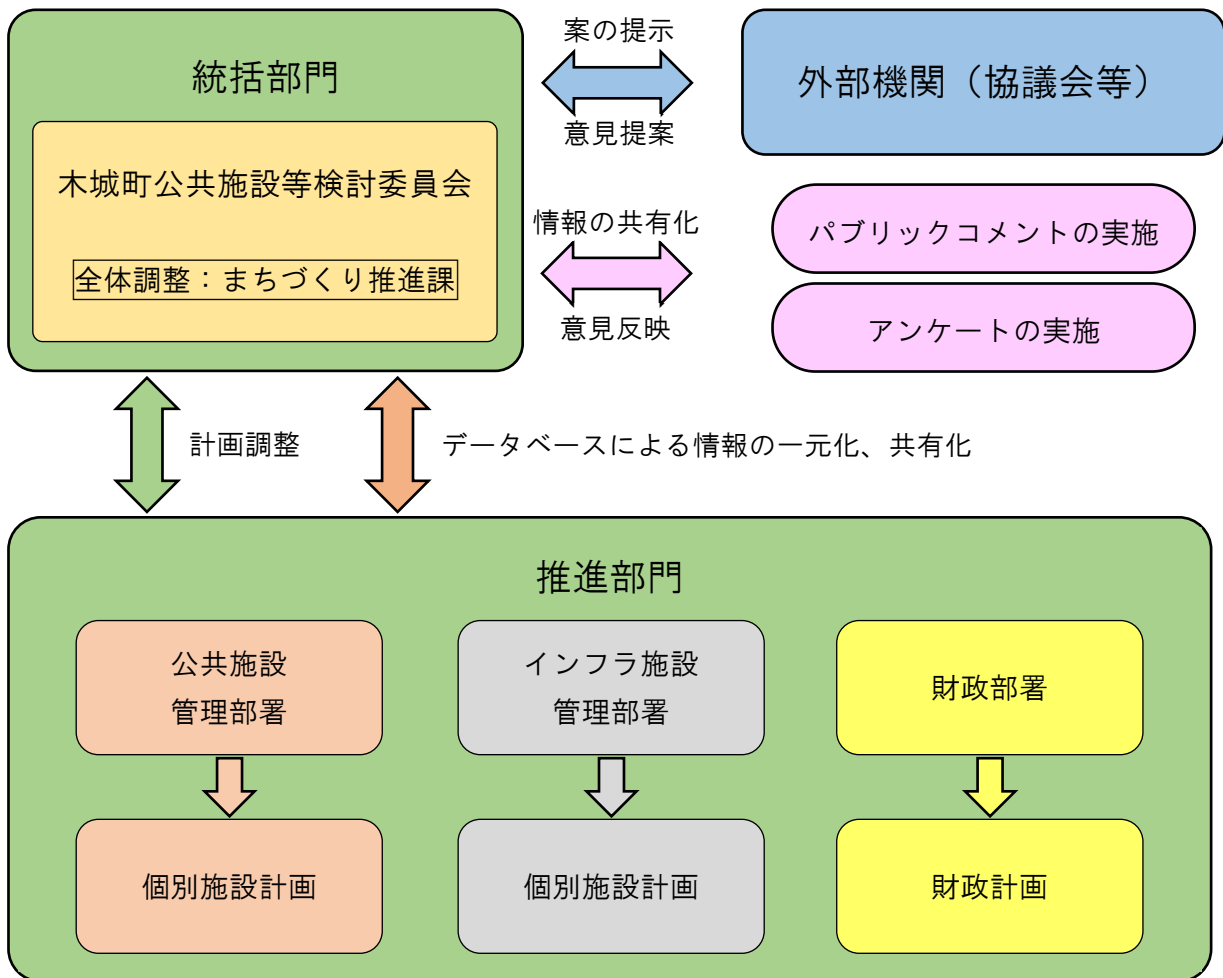
### 3-3.全庁的な取組体制の構築及び情報管理・共有方策

#### ○ 全庁的な取組体制の構築

これまで、公共施設等の管理は、担当する施設所管課が中心に行ってきた。

今後、数値目標である管理コスト 30%削減の達成を目指していくためには、各施設所管課、財政部署等含め、全庁的に公共施設等のマネジメントを推進していく必要がある。

全ての公共施設等をマネジメントするには、施設所管課が管理する施設情報の一元化、共有化、各施設間や外部も含めた横断調整、財政と連携した計画策定等を総合的、一体的に管理する必要がある。これらの管理については、平成 6 年度に設置された「木城町公共施設等検討委員会」において実施し、全庁的な調整や計画見直し等を行う。



#### ○ 情報管理・共有方策

施設所管課が保有する施設に関する情報等は、「公共施設管理データベース」の構築により、情報の一元化、共有化を図り、本計画の見直しや個別施設計画策定等に活用する。また、施設所管課で策定した個別施設計画等を全庁で共有化する。

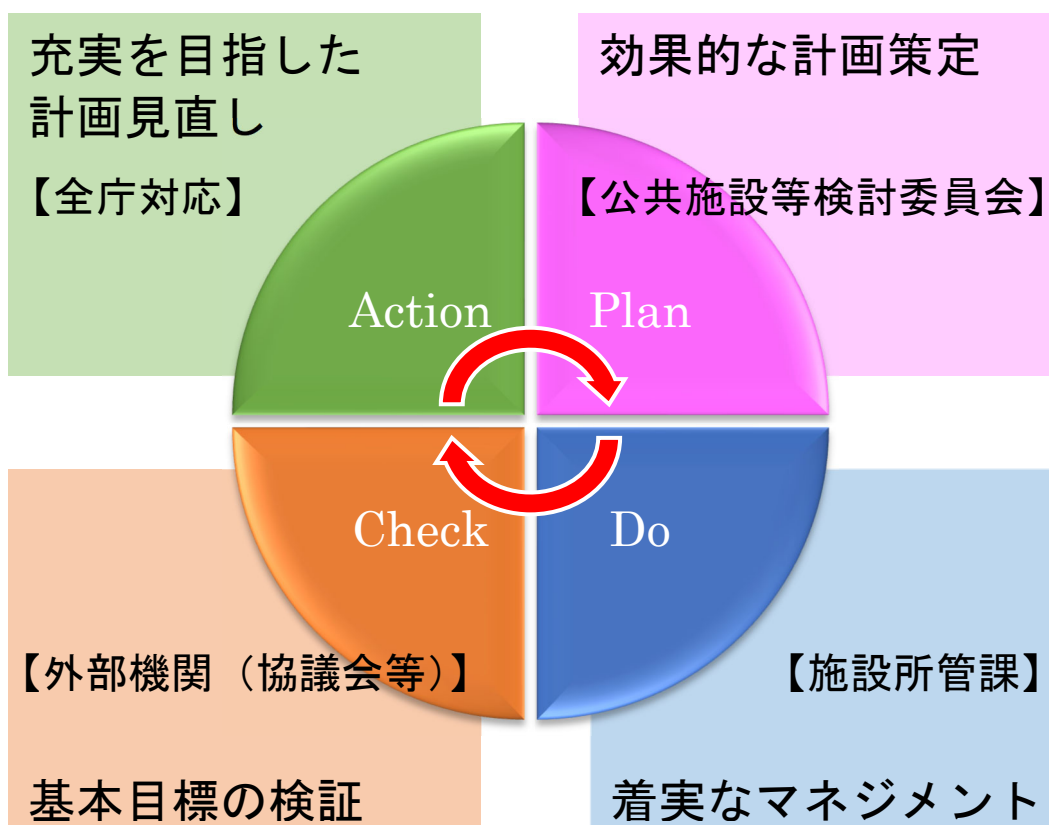
個別施設計画等策定時は、アンケートやパブリックコメント等を実施し、住民を含め関係団体との情報の共有化を図る。



### 3-4.フォローアップの実施方針

本計画は、40年間の長期的な計画期間を設定しており、その間に様々な社会情勢の変化等が生じると予想される。そこで、概ね10年ごとに、各個別施設計画等に基づく施設管理の実施状況を点検、評価し、基本方針のさらなる充実、強化を目的として本計画の見直しを行う。

計画見直しは、PDCAマネジメントサイクルを確立し行う。効果的な総合管理計画等を策定し（Plan）、着実にマネジメントし（Do）、外部で構成する組織等により基本目標を検証し（Check）、さらなるマネジメントの充実を目指して計画を見直す（Action）等、一連のプロセスを実行していくことで、マネジメントの充実を図る。





## 4. 保有施設の簡易評価

適切な公共施設マネジメントに必要な管理方針や管理を行っていく上での予算の検証等を行うためには、対象とする公共施設の状態を的確に評価し、具体的なマネジメントを計画することが求められる。しかし、本計画において、全ての公共施設の評価を詳細かつ迅速に実施することは困難であるため、簡易な施設情報をもとに何らかの不具合や問題がある可能性が高い施設を抽出し、優先的に対応を検討する。

本計画では、計画策定のため収集した情報を用いて公共施設の簡易評価を行い、優先的にマネジメントすべき施設や建物を抽出し、今後のマネジメントの方向性を提示する。

### 4-1. 簡易評価手法

公共施設は、利用者である住民が適切かつ快適に利用できる機能や環境が求められるが、行政サービスの円滑かつ効率的な提供を実現するためには、公共施設の管理者である行政の立場から見ても、また公共施設で働く職員にとっても適切かつ快適に利用できる施設が求められる。

そのため本計画では、行政サービスの質の向上を行政の立場と利用者の立場の両面から実現するため、大きく「管理」と「利用」という2つの視点から評価を行う。

### 4-2. 管理からみた簡易評価

管理からみた簡易評価は、管理の立場から重要なマネジメントと考えられる「建物性能」、「耐震性能」、「防災性能」の3項目から構成している。

#### 「建物性能」

躯体の経過年数から簡易的に耐久性を評価するため、建築年及び構造別耐用年数から求めた残耐用年数により評価を行う。

#### 「耐震性能」

躯体の有する耐震性能から簡易的に堅牢性を評価するため、新耐震基準への適合性や耐震化工事の実施状況により評価を行う。

※耐震補強工事に関する評価は以下の内容とした。

- 1982年以降の建築物：全て耐震補強は「不要」
- 1981年以前の建築物で耐震診断の結果、耐震補強が不要のものは「不要」
- 1981年以前の建築物で耐震診断の結果、耐震補強を行ったものは「実施済」
- 1981年以前の建築物で耐震診断を「未実施」、もしくは耐震診断を行った結果、耐震補強が必要であるものの耐震補強を行っていないものは「未実施」

### **「防災性能」**

施設の立地や環境の状況から簡易的に安全性を評価するため、災害に対する危険性の評価を行う。

### **4-3. 利用からみた簡易評価**

利用からみた簡易評価は、利用者が施設を利用する際の条件や利用状況等の「福祉対応」、「利便性」、「利用度」、「稼働率」の4項目から構成している。

なお、住民の生活や安全を確保する目的として設置される施設については、利用状況により評価することは適切でないため、上記4項目によらず一律の評価とする。

### **「福祉対応」**

施設の設備を中心とした管理状態から簡易的に快適性を評価するため、バリアフリー設備の整備状況により評価を行う。

### **「利便性」**

施設の立地や環境の状況から簡易的に利便性を評価するため、公共交通機関の整備状況等のアクセスの容易さにより評価を行う。

### **「利用度」**

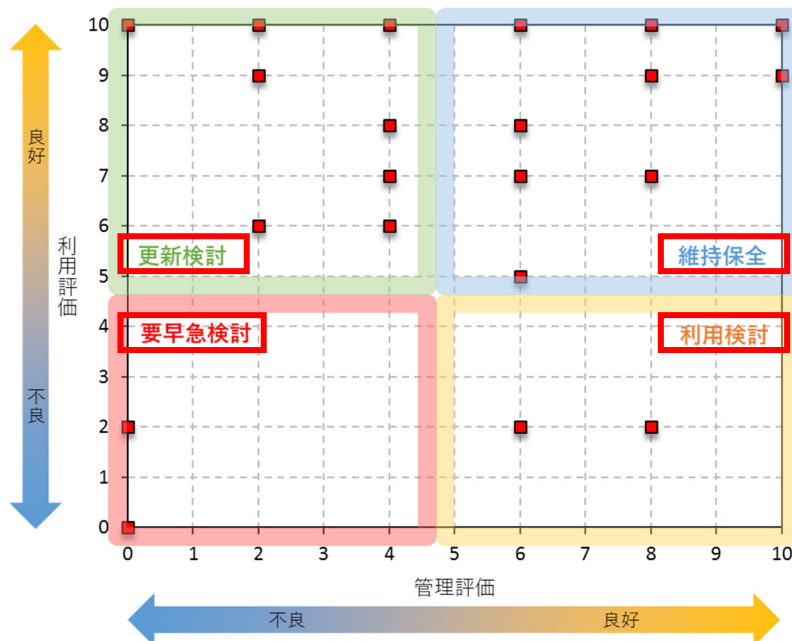
施設の活動状況から簡易的に利用度を評価するため、施設の利用者数・利用件数により評価を行う。

### **「稼働率」**

施設の活用状況から簡易的に稼働率を評価するため、施設の部屋・空間の活用状況により評価を行う。

#### 4-4. 簡易評価を用いた整備方針

評価項目を「管理評価」、「利用評価」別に点数の合計を出し、ポートフォリオ（重要な 2 つの指標の組み合わせから戦略のための分析をする手法）に落とし込み、今後のマネジメントの方向性を「維持保全」、「更新検討」、「利用検討」、「要早急検討」の 4 つに分類する。



※管理評価と利用評価の 2 つの指標に対する点数化の合計点で、以下の分類に区分した。

分類	利用評価点	管理評価点
維持保全	≥5	≥5
更新検討	≥5	<5
利用検討	<5	≥5
要早急検討	<5	<5

##### 「維持保全」

管理評価、利用評価ともに評価が高く、今後 10 年程度は、施設の機能を保持し積極的に維持管理していく施設。

##### 「更新検討」

管理評価は低いが、利用評価が高く「更新」、「大規模改修」、「他施設への移転」及び「他施設との統合等」により、施設の機能を維持しながら総量縮減を検討する施設。

##### 「利用検討」

管理評価は高いが、利用評価が低く、施設用途を変えることで有効利用を図ったり、他機能を持ち込むことで他施設の総量縮減を検討する施設。

##### 「要早急検討」

管理評価、利用評価とも評価が低く、用途廃止も検討に含み、早急に対応が必要な施設。

#### 4-5. 簡易評価結果

「維持保全」以外の施設については、「更新」、「大規模改修」、「他施設との統合」、「用途廃止」等、何らかの対応が必要な公共施設である。これらについては、個別施設計画策定時に詳細調査を行い具体的な対策を決定し、マネジメントしていく必要がある。

特に、要早急検討に該当する 15 施設については、対応が急がれる。

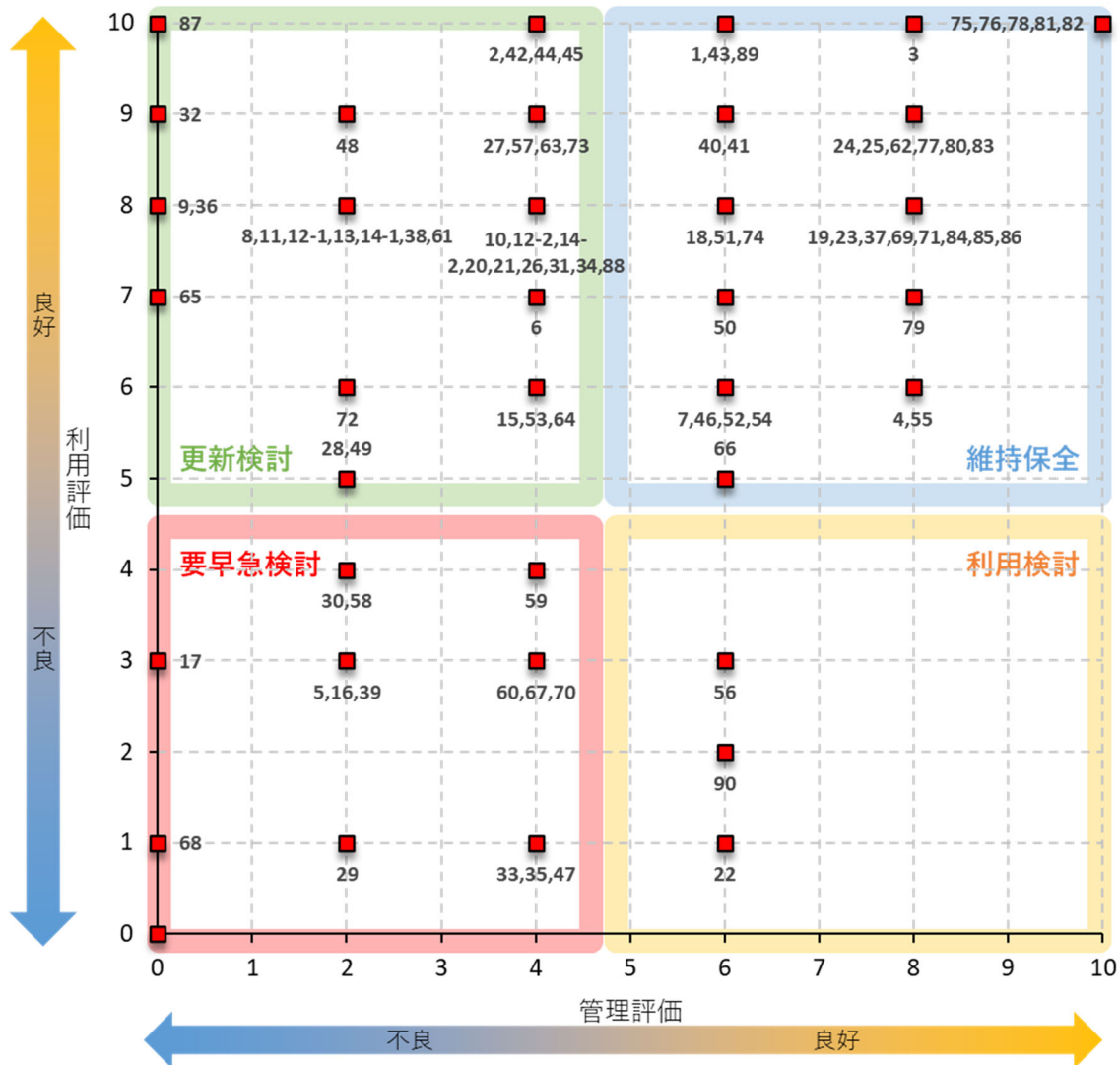


図 簡易評価結果のマトリックス

※ この簡易評価は、平成 27 年度時点での公共施設の現況と、本計画で収集できた資料を基に機械的に判定した平成 28 年度公共施設等総合管理計画結果を基に、令和 2 年度公共施設等個別施設計画の対象である 11 施設については評価を更新したものである。  
他に考慮すべき事象が存在した場合や、改修等が行われた場合は、評価に変更が生じる場合がある。そのため、この結果がそのまま公共施設の具体的な方向性を決定するものではなく、今後実施される個別施設計画での施設の方向性を示したものとして活用するものとする。